

スマートすぎなみ計画

区民とつくる小さな区役所で、五つ星のサービスを



行財政改革大綱・第3次行財政改革実施プラン

平成 17～22 年度（2005～2010）



スマートすぎなみ計画

時代と社会の変化にしなやかに対応しながら、よりよいサービスを効率的に提供するため、スリムで活力のある区役所づくりを通じて、区政経営全体の改革を推進する。

- ス = ^{スギ}杉並らしい政策手法を発揮し、
- マ = 区政のマネジメント（経営）の
- 丨 抜本的な改革に
- ト = 職員全員が果敢にトライする。

スマートすぎなみ計画の改定にあたって

区は、財政の危機的な状況を回避し、財政健全化や弾力的で強固な財政基盤を確保するため平成12年度に「スマートすぎなみ計画」を策定し、これまで行財政改革に取り組んでまいりました。私が区長に就任して以来、500名を超える職員定数の削減、施設の民営化や民間委託の実施など、区民の皆さんや区議会のご理解とご協力を得て、杉並区の行革を着実に進めてまいりました。しかし、社会経済情勢はいまだに楽観は許されず、国の三位一体改革による影響も流動的な状況であり、引き続き健全な区財政の確保に努めるために行財政改革を進める必要があります。

今回の改定では「行財政改革大綱」の見直しを行い、これまで以上に財政健全化を進めるとともに、自治体の経営改革という視点を全面的に打ち出し、小さくとも力のある区役所をめざしています。平成22年度の区役所のあるべき姿を「区民とつくる小さな区役所で、五つ星のサービスを」として捉え、公共サービスの提供主体の多様化などに対応するため、区民、NPO等との協働や事業の民営化・民間委託をさらに進めることにいたしました。

この計画は、自治体経営改革の総合的な指針である「行財政改革大綱（平成17～22年度）」と自治体経営改革を進めるための具体的な行動計画である「第3次行財政改革実施プラン（平成17～19年度）」で構成されています。また、この行革によって生み出される新たな資源は、必要な施策へ戦略的に投資し、今回同時に改定した「すぎなみ五つ星プラン」（杉並区基本計画・実施計画）の実現を支えてまいります。なお、今回の改定にあたっては、「杉並区自治基本条例」で定めた区民意見提出手続きの制度にのっとり、素案を区民の皆さんに公表し、ご意見を伺いながら改定作業を進めました。

私は、この計画のもと自治体経営改革に全力で取り組み、分権型社会の時代にふさわしい区役所を創り、より質の高い区民サービスを提供することをめざしてまいります。引き続き区政へのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

平成17年3月

杉並区長



目 次

行財政改革大綱	1
第1 これまでの行革と計画の改定	3
第2 「行財政改革大綱」の目的	4
第3 今後6年間の戦略目標	5
第4 大綱の実現に向けて	6
第3次行財政改革実施プラン	9
第1 実施プランの目的等	11
第2 実施プランの構成	11
第3 今後3年間の目標	12
第4 体系と課題別項目の計画内容	13
1 区民パワーを活かす施策の展開	14
(1) 区民との協働により事業を展開します	16
(2) ゼロから仕事を見直し民営化・民間委託を進めます	20
2 質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立	25
(1) 区民満足度の向上をめざします	27
(2) 区政の透明性を高め説明責任を果たします	28
(3) 活力ある組織づくりを推進します	30
(4) 事務事業の見直しを進めます	34
3 財源の確保と負担の公平化の実現	37
(1) 財源の確保を図ります	39
(2) 資産の有効活用を図ります	40
(3) 負担の公平化を図ります	41
(4) 財政運営の健全化と強固な財政基盤を確立します	42
第5 年度別定数削減計画表	43
行財政改革の成果(資料)	45

行 財 政 改 革 大 綱

第1 これまでの行革と計画の改定

平成11年度の杉並区は、景気の低迷による勤労者の所得の減少、恒久的減税による区税収入の落ち込みが続くなか、財政構造の弾力性を表わす財政指標である経常収支比率が94.1%に達するなど、財政の硬直化が進み、危機的状況に直面していた。そこで、区は平成12年度に「平成12年度杉並区行財政改革大綱・行財政再建緊急プラン」に基づく行革を断行し、13年度からは、当面の区財政の危機を克服するとともに、時代状況の変化に柔軟かつ的確に対応できる抜本的な行財政システムの構造改革に取り組むために「スマートすぎなみ計画」を策定し、行財政改革を推進してきた。

区議会及び区民の協力を得ながら行革に取り組んできた結果、11年度に90%台半ばを記録した経常収支比率を15年度決算では、83.0%と大幅に改善することができた。また、区役所の減量化をめざした取組みでも、計画がスタートした13年度以降では457名の職員を、12年度の「行財政再建緊急プラン」による取組みを含めると513名の職員を削減するなどの成果をあげることができた。

こうした取組みにより、当面の財政の危機的状況から抜け出すことができ、区政改革の大きな地歩を築いてきたが、今後は、強固な財政基盤の確立とともに、質の高い区民サービスを効率的に提供する区政へとより抜本的な改革を推進する、新たな取組みが求められている。15年度からの第2次行革実施プランでも、成果志向の行政評価など新しい行政手法の確立、区民、事業者等と区が責任を分かち協働する新しい行政形態の創造に取り組んでいるところである。

時代は分権型社会に向けた新たな変動期を迎え、自治体が「自立した地方政府」としてその基盤を固め、自らの判断と責任で地域の問題解決につながる多様な区民サービスを提供することが、今、求められている。しかし、公共サービスの提供主体は行政の独占領域ではなく、現実に地域社会ではコミュニティ組織やNPO()などがそれぞれの公共サービスを支えている。これからは区民との協働や民営化など、公共サービスの提供主体や提供方法の多様化が、新しい自治の姿として不可欠なものとなっていくであろう。

このような区政を取り巻く環境の変化に対応し、自己責任・自己決定に基づき自治体を運営する分権型社会の時代にふさわしい「自治体経営改革」を進めるため、行財政改革の総合的な指針である「行財政改革大綱」と、その行動計画である「行財政改革実施プラン」からなる「スマートすぎなみ計画」を改定するものである。

NPO(民間非営利団体): 福祉やまちづくりなどの特定の課題について、市民主体の自由な社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体

第2 「行財政改革大綱」の目的

新しい「行財政改革大綱」(以下、「大綱」という)は、「21世紀ビジョン」と「基本計画・実施計画」(すぎなみ五つ星プラン)を財政基盤から支えるとともに、区民との協働によりこれまで以上に身近で開かれた区政を進める「自治体経営改革」の総合的な指針である。

大綱は、平成13年度から22年度までの10ヵ年戦略であるが、これまでの考え方・目的を踏まえつつも環境の変化に伴う必要な見直しを加え、平成17年度からの行財政改革の総仕上げの指針としていくものである。

このため、以下のとおり6年後の区役所のあるべき姿と戦略課題を掲げ、抜本的な区政改革に取り組む。

1 区役所のあるべき姿

今回「スマートすぎなみ計画」と同時に改定する「基本計画」では、平成22年度の杉並区のあるべき姿を「人が育ち 人が生きる杉並区」とし、その将来像をめざし、総合的に施策を展開しようとしている。

この基本計画の推進を行財政改革の側面から支える「スマートすぎなみ計画」は、平成22年度までの自治体経営改革を通して「人が育ち 人が生きる杉並区」の実現に寄与することが求められている。

そこで、区が真に実施すべき仕事を明確にし、区民やNPOとの協働や民営化等を大胆に進める一方で、少数精鋭主義による簡素で効率的な組織機構を確立し、小さくても力のある区役所をつくりつつ、「五つ星の区役所づくり」運動が培ってきた職員の意識改革などをさらに進め、区民満足度の高く、より質の高い行政サービスの提供をめざさなければならない。

そこで、平成22年度の区役所のあるべき姿を、

「区民とつくる小さな区役所で、五つ星のサービスを」

とし、自治体経営改革に向けて全庁的な取組みを行うものとする。

2 戦略課題

区役所のあるべき姿に向けて、以下の3つの戦略課題を掲げ、行財政改革を進めることとする。

(1) 区民パワーを活かす施策の展開

行政と地域や住民の関係を見直し、区民パワーを活かす協働分野の拡大を図るなど、NPO等との協働等を推進し、新しい自治を創る。

また、区が真に実施すべき仕事を明確化して、法令等に基づき区が直接実施しなければならないものなどを除き、積極的に民営化・民間委託等を

促進する。

(2) 質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立

行政サービスの質を高め、区民満足度の向上をめざすとともに、情報公開の充実を図るなど区政の透明性や説明責任を確保し、より開かれた区役所に変えていく。また、活力ある組織づくりのため少数精鋭の区政運営を担う職員の育成や、不断に仕事を見直す職場風土の醸成に努める。

(3) 財源の確保と負担の公平化の実現

区財政の健全化に向けて、適正な受益者負担や区税の収納率の向上など、自主財源の確保に努めるとともに、区有財産の有効活用や公債費負担の軽減を図るなど、強固で弾力的な財政基盤を確立していく。

第3 今後6年間の戦略目標

今回改定する大綱は、今後6カ年の戦略目標を以下のとおり定める。

1 経営改革の目標

区民・NPO等との協働、民営化や民間委託など、公共サービスの提供主体や提供方法の多様化を進めることが、今後6年間の経営改革の重要な柱である。そのために、協働分野の拡大を図り、事務事業の民営化や民間委託をさらに進め、平成22年度までに区の6割の事業をNPO等との協働や民営化・民間委託で実施する。

「6割の事業」とは、事務事業評価における全事業数を分母とし、事業の全部または一部に協働、民営化・民間委託が採用されている事業数を分子として計算するものである。

2 財政健全化の目標

今後6カ年で強固な財政基盤を築くために、財政構造の弾力性を表わす「経常収支比率」を平成22年度までに80%とする。

財政指標	(平成11年度)	現 状 (平成15年度)	目 標 (平成22年度)
経常収支比率	94.1%	83.0%	80.0%

「経常収支比率」は、財政構造の弾力性を表す指標で、人件費、扶助費、公債費など容易に縮小することが困難な経費に、区民税等の一般財源がどの程度消費されているかを表す。その比率が低いほど「自由」に活用できる財源が大きくなり、経済変動等の変化に柔軟に対応することができる。なお、経常収支比率は、70～80%が適正水準とされている。

3 職員定数の削減の目標

より簡素で効率的な組織機構を整備し、小さくても力のある区役所を実現するため、平成 22 年度までに職員定数を 1,000 人削減する。(12 年度比)

また、定数削減は、各部の長のリーダーシップのもと、部ごとの計画的な削減の推進を図る。

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20～21	22
職員定数	4,716	1,000 人削減								3,716
削減数	(56)	108	117	112	120	90	100	100	253	

(人)

第 4 大綱の実現に向けて

大綱に基づく行財政改革を推進するにあたっては、以下のとおり全庁をあげて取り組むこととする。

大綱に基づいて、3 ヶ年ごとの行財政改革の具体的な取組みの内容を年次別に明らかにする「行財政改革実施プラン」(以下「プラン」という。)を策定する。プランは3 ヶ年の計画とし、実施計画とともに定期的に見直し、改定していく。

大綱に掲げる戦略目標を確実に達成し、プランの総合的かつ組織的な推進を図るため、区長を本部長とする行財政改革推進本部を中心に、全庁をあげて行財政改革を実行していく。

また、プランに定める項目のうち、全庁に係る項目、複数の部が関係する項目及び単独の部に係るものでも特に重要な項目は、行財政改革推進本部で進行管理を行う。その他の項目は、各部が責任をもって進行管理を行い、行財政改革推進本部がそれらを総括する。

行財政改革の実施状況については、毎年度、区広報やインターネット等を利用して区民にわかりやすく公表し、区民の声を改革に反映させていく。

また、行財政改革のあり方について外部の視点からの意見を反映させるため、学識経験者等で構成する外部評価委員会から適切な助言を受けるものとする。

第 3 次行財政改革実施プラン

(平成 17～19 年度)

第1 実施プランの目的等

1 目的

第3次行財政改革実施プラン（以下、「実施プラン」という）は、「杉並区21世紀ビジョン」と「基本計画及び実施計画」（すぎなみ五つ星プラン）の実現を支えるため、「行財政改革大綱」に基づき策定する行財政改革の行動計画である。

2 基本的な考え方

実施プランでは、行財政改革大綱に掲げる3つの戦略課題である「区民パワーを活かす施策の展開」、「質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立」及び「財源の確保と負担の公平化の実現」を実現するために、次の視点を重視する。

区民との協働による新たな事業の展開として、NPO、ボランティア等の支援や協働事業を積極的に進める。

区の仕事ゼロから見直し、真に区が実施すべき仕事を明確化するとともに、事業の民営化、民間委託を積極的に進める。

区民の区役所に対する満足度の向上をめざし、質の高いサービス提供に取り組むとともに、区政の透明性や説明責任の確保のため区民との情報共有を促進する。

新たな自治体経営改革の研究に取り組むとともに、能力・業績重視の人事制度を確立し、少数精鋭の区政運営を担う職員の能力開発を進め、活力ある組織づくりに努める。

区税等の収納率の更なる向上をめざし、財源の確保を図り、一方で適正な受益者負担の確保に努めるなど、負担の公平化を実現する。

3 性格

実施プランは、行財政計画の具体的な課題、項目を実施策として年次別に取りまとめたものであり、行財政改革の進捗状況や区政を取り巻く状況の変化に応じて、追加・変更すべき事項が出てきた場合には、実施プランの内容を修正する。

実施プランの期間は、平成17年度～19年度の3カ年とする。また、実施計画の改定時期に合わせて定期的に見直し、改定する。

第2 実施プランの構成

実施プランは、「区民パワーを活かす施策の展開」、「質の高いサービスを提供

する簡素な区役所の確立」及び「財源の確保と負担の公平化の実現」の 3 つの大きな戦略課題を柱として構成する。

課題別項目ごとの事項数は、次のとおりである。

課 題 別 項 目	事項数 (単位：件)
1 区民パワーを活かす施策の展開	43
2 質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立	48
3 財源の確保と負担の公平化の実現	20
合 計	111

第 3 今後 3 年間の目標

実施プランの平成 17 年度から 19 年度までの目標は以下のとおりである。

1 経営改革の目標

行財政改革大綱に定める N P O 等との協働や民営化、民間委託を推進し、平成 19 年度までに区の 5 割の事業の全部または一部を協働・民営化・民間委託で実施する。

「5 割の事業」とは、「行財政改革大綱」の中で示した計算方法に基づくものである。

2 財政健全化の目標

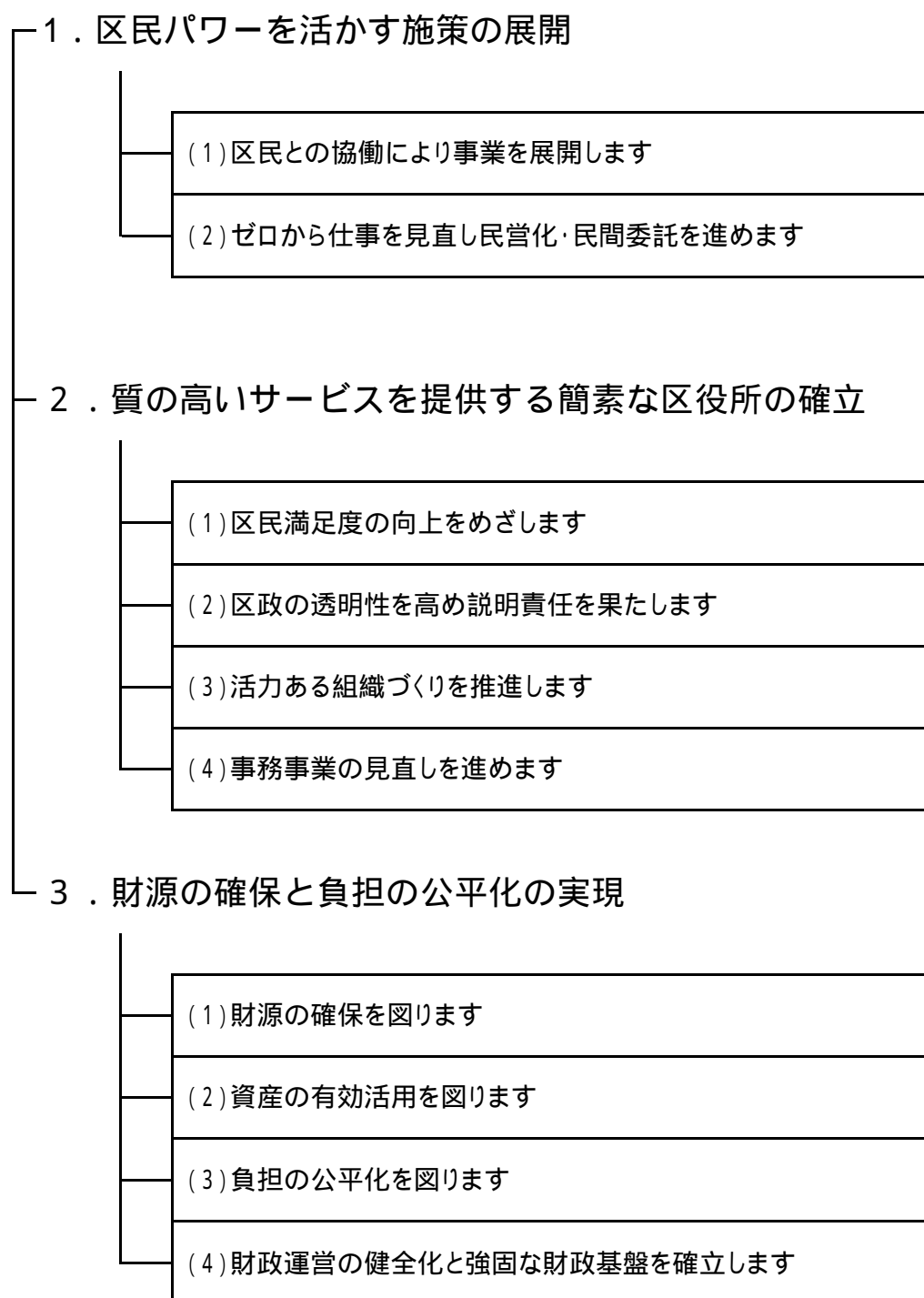
行財政改革大綱に掲げる財政の健全化を達成するために、財政構造の弾力性を表わす「経常収支比率」を平成 19 年度までに 8 2 % とする。

3 職員定数の削減の目標

行財政改革大綱に定める職員定数の削減目標 1,000 人を達成するため、3 カ年の削減目標を 2 9 0 人とし、年度別の目標数は次のとおりとする。

	17 年度	18 年度	19 年度	計
年度別目標数	90 人	100 人	100 人	290 人

第4 体系と課題別項目の計画内容



1 区民パワーを活かす施策の展開

区民との協働による新たな事業の展開として、NPO、ボランティア等の支援や協働事業を推進する。

また、区の仕事ゼロから見直し、真に区が実施すべき仕事を明確化するとともに、事業の民営化、民間委託を積極的に進める。

(1) 区民との協働により事業を展開します

- 1 区民・NPO等との協働の推進
- 2 すぎなみ地域活動応援サイト構築・運営支援
- 3 (仮称)すぎなみ地域大学の運営
- 4 NPO・ボランティア活動推進センターの機能拡充
- 5 地域の防犯力向上をめざす協働の推進
- 6 レジ袋削減運動の推進
- 7 ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業の実施
- 8 高齢者の自主的活動の支援
- 9 保育事業における協働の推進
- 10 放置自転車問題解決への区民との協力・協働
- 11 公園・道路管理等への「里親」制度の導入
- 12 違反広告物除却活動への支援
- 13 みどりのボランティアへの支援
- 14 ごみ減量化に向けた区民発意事業への支援
- 15 区民の集団回収活動の推進
- 16 環境博覧会の運営の見直し
- 17 学校評議員制度の充実
- 18 地域運営学校の実施
- 19 学校教育コーディネーター・学校サポーターの拡充
- 20 土曜日学校の運営
- 21 井草森公園運動場の利用効率の向上
- 22 学校での介助支援に関する新たな仕組みづくり

(2) ゼロから仕事を見直し民営化・民間委託を進めます

- 1 民営化・民間委託の推進
- 2 区立施設への指定管理者制度導入
- 3 電子計算組織の運営の見直し 定
- 4 掲示板の維持管理の見直し
- 5 杉並区文化・交流協会のあり方の見直し
- 6 勤労者福祉協会の運営の見直し
- 7 敬老会館の運営 定
- 8 高齢者在宅サービスセンターの民営化
- 9 保育サービスのあり方の見直し 定
- 10 児童館・学童クラブ運営の再構築 定
- 11 障害者施設の運営の見直し 定
- 12 区営住宅等の管理業務の見直し
- 13 清掃事業のあり方の見直し
- 14 南伊豆健康学園の見直し
- 15 区立幼稚園の見直し
- 16 社会教育会館の廃止
- 17 図書館運営のあり方の見直し<定>
- 18 スポーツ振興財団の運営の見直し

継続事項

- 学校警備 定
- 学童擁護 定
- 学校給食調理 定

(1) 区民との協働により事業を展開します

1 - (1) - 1	区民・NPO等との協働の推進	所管部課	区民生活部 地域人材・NPO担当 政策経営部企画課 職員課
「協働ガイドライン」に基づき、協働事業提案制度など「区独自の協働の推進の仕組み」の充実を図り、全庁を挙げて区民・NPOとの協働を積極的に推進する。また、NPOとのより良い協働を推進するため、職員の調整能力の育成を図るなど協働に関する研修を行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (1) - 2	すぎなみ地域活動応援サイト構築・運営支援	所管部課	区民生活部 地域人材・NPO担当
さまざまな地域活動への参加と協働を促す仕組みとして、インターネットによる情報基盤としてのすぎなみ地域活動応援サイトを構築し、運営を支援する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	試行・実施	実施	→

1 - (1) - 3	(仮称)すぎなみ地域大学の運営	所管部課	区民生活部 地域人材・NPO担当
団塊の世代の地域還流を契機に、区民の自発的な社会参加意欲に応え、区民の地域活動に必要な知識や技能等の修得を支援する(仮称)すぎなみ地域大学を運営する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	試行	実施	→

1 - (1) - 4	NPO・ボランティア活動推進センターの機能拡充	所管部課	区民生活部 地域人材・NPO担当
推進センターの自主性・自立性を高め、中間支援組織としての機能の充実強化を図るため、事業内容を見直すとともに、運営主体をNPO法人化する。これにより、NPO・ボランティア活動の多様な展開とともに、社会的サービスの担い手としてのNPOの発展並びに行政との協働の推進を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (1) - 5	地域の防犯力向上をめざす協働の推進	所管部課	区民生活部地域課
地域で防犯診断をすることができる人を養成し、区と区民が協働して地域の防犯診断を行うことにより、防犯力の向上を図っていく。また、その他の事業についても検討していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (1) - 6	レジ袋削減運動の推進	所管部課	区民生活部生活経済課 環境清掃部ごみ減量担当
次世代により良い環境を引き継ぐため、区民、事業者、行政が共に考え、協働してレジ袋削減対策を推進することにより、区民生活や事業活動を環境負荷の少ないものに変えていく。また、マイバッグ推進運動を積極的に進める。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	

1 - (1) - 7	ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業の実施	所管部課	保健福祉部 高齢者在宅サービス課
ひとり暮らし高齢者等が、地域の中で孤立することなく健康で安心して暮らせるよう、在宅介護支援センターを拠点として、区民等ボランティアのあんしん協力員や区内で活動する公共公益事業者等協力機関と連携し、声かけや見守り活動を行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	

1 - (1) - 8	高齢者の自主的活動の支援	所管部課	保健福祉部 高齢者施策課
地域で活動するNPO・団体で構成される「高齢者いきいき事業協働推進連絡会」により、相互の連携、ネットワークづくりを図り、高齢者に対する自主的活動を支援する。 専門性を有するNPO法人による就業相談等について検討し、実施する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施 検討	実施	→

1 - (1) - 9	保育事業における協働の推進	所管部課	保健福祉部保育課
保育事業における協働の推進を図るため、平成17年度に、新規のグループ保育室を1ヵ所開設する。区は、区民グループの把握や研修を行うとともに、安定した保育の提供のための助言や実習等の支援を継続して行っていく。また、その他の保育事業についても検討していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	

1 - (1) - 10	放置自転車問題解決への区民との協力・協働	所管部課	都市整備部交通対策課
駅周辺の町会・自治会・商店会等による「自転車放置防止協力員」制度を拡充していく。区は、自転車放置防止協力員相互の情報交換の場を設けるなど活動を側面から支援する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	

1 - (1) - 11	公園・道路管理等への「里親」制度の導入	所管部課	都市整備部維持課 公園緑地課
地域の人々が、地域の公園、道路や河川通路等の「里親(美化活動者)」となって管理し、区がその活動を支援する仕組み(アダプトプログラム)をつくり、推進する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	

1 - (1) - 12	違反広告物除却活動への支援	所管部課	都市整備部維持課
自分たちのまちを、自らの手で「安全で美しいまち」にするために活動する地域のボランティアを「違反広告物除却活動協力員」として委嘱し、区民の活動を保護し支援することで、「安全で美しいまち」の実現を推進する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	

1 - (1) - 13	みどりのボランティアへの支援	所管部課	都市整備部緑化担当
ボランティア養成講座の内容を専門性、連続性の観点から見直すとともに、みどりの基金活動助成制度の助成項目を改善するなど、より効果的な支援を実施する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	

1 - (1) - 14	ごみ減量化に向けた区民発意事業への支援	所管部課	環境清掃部ごみ減量担当
ごみ減量に関する区民のアイデアを募集し、効果的なアイデアについては広く区民に周知していくなど、区民の自主的なごみ減量活動を支援していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施	→	

1 - (1) - 15	区民の集団回収活動の推進	所管部課	環境清掃部ごみ減量担当
集団回収の実施団体を増やしていくとともに、回収量の増、新規回収品目や実施方法を検討する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施	→	

1 - (1) - 16	環境博覧会の運営の見直し	所管部課	環境清掃部環境課
環境博覧会を企画・運営するNPO等を募り、さらに区民主体の運営となるよう支援する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (1) - 17	学校評議員制度の充実	所管部課	教育委員会事務局 庶務課
地域に開かれた学校運営を進めていくため、保護者や地域の人々が参画する学校評議員制度の充実を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (1) - 18	地域運営学校の実施	所管部課	教育委員会事務局 庶務課
保護者や地域住民等による「学校運営協議会」による学校運営を行うことにより、地域住民や保護者の学校への参画を推進し、地域の教育需要を活かした特色ある学校づくりを進める。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (1) - 19	学校教育コーディネーター・学校サポーターの拡充	所管部課	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
各校の状況に合わせて企画提案したり、学校支援の地域の力を活用する学校教育コーディネーターや、地域の人々が自らの体験を活かし、授業や部活動などの学校運営を支える学校サポーター、学生ボランティア、外部指導員を拡充する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (1) - 20	土曜日学校の運営	所管部課	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
子どもたちが豊かな土曜日を過ごせるよう、地域や保護者などと連携して、学習やスポーツの機会を提供する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (1) - 21	井草森公園運動場の利用効率の向上	所管部課	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
井草森公園運動場の管理をNPOと協働して行うことにより、質の高い管理を実施するとともに、利用効率の向上を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (1) - 22	学校での介助支援に関する新たな仕組みづくり	所管部課	教育委員会事務局 学務課
通常学級における介助の充実をめざし、区民ボランティア等が活躍できる新たな仕組みを構築し実施することにより、保護者負担の軽減を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施	実施	→

(2) ゼロから仕事を見直し民営化・民間委託を進めます

1 - (2) - 1	民営化・民間委託の推進	所管部課	政策経営部企画課
「民営化・民間委託等の指針」に基づき、全庁的に事業の民営化、民間委託等を積極的かつ計画的に推進する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (2) - 2	区立施設への指定管理者制度導入	所管部課	政策経営部企画課
「指定管理者制度導入指針」に基づき、必要な公の施設に指定管理者制度を導入していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・一部実施	実施	→

1 - (2) - 3	電子計算組織の運営の見直し 定	所管部課	政策経営部 情報システム課
業務システムの開発・修正及び運用・操作の委託を進める一方、システム運用の最適化を図るなど管理機能の強化を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (2) - 4	掲示板の維持管理の見直し	所管部課	区民生活部地域課
地域の情報交換や区等の事業、催し物の周知のための媒体として活用されている「区民専用掲示板」「屋外掲示板」の補修、維持管理等をNPO法人に委託し、掲示板の一部分を広告使用させた収入により整備する手法を導入する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (2) - 5	杉並区文化・交流協会のあり方の見直し	所管部課	区民生活部文化・交流課
杉並区における文化の振興と交流の推進の今後のあり方を検討するなかで、文化・交流協会の経営形態も含めた今後のあり方を見直していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	実施	→

1 - (2) - 6	勤労者福祉協会の運営の見直し	所管部課	区民生活部産業振興課
会員の拡大による自主財源の確保、受益者負担の適正化などについて、協会運営を見直す。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	実施	→

1 - (2) - 7	敬老会館の運営 定	所管部課	保健福祉部 高齢者施策課
新たな時代に対応するため試行した敬老会館運営について検証し、施設名称を含めた運営の抜本的な見直しを行う。 欠員不補充とし、引き続き非常勤職員の活用や民間又はNPOへの委託等により運営を行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検証、検討 実施	実施	→

1 - (2) - 8	高齢者在宅サービスセンターの民営化	所管部課	保健福祉部 高齢者施策課
区立6施設について、現在施設の運営を委託している法人を対象に民営化を進める。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (2) - 9	保育サービスのあり方の見直し 定	所管部課	保健福祉部保育課
増大し多様化する保育需要に応えるため、区立保育園の改築等による公設民営化を更に進めるとともに、最小限の施設の改修による公設民営化実施の可能性を検討する。認証保育所、認可保育所分園等の整備により乳児定員を確保するとともに、その子どもが幼児になった場合の受け皿の確保を検討する。外部監査の報告を踏まえ、一時保育の拡充など保育サービスの効果的な提供の方策を検討し、実施する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施 検討・実施		→

1 - (2) - 10	児童館・学童クラブ運営の再構築 定	所管部課	保健福祉部 児童青少年センター
学童クラブ運営を、段階的にNPOなど民間の運営に委ねる。 児童館運営への区民やNPO等の参画と協働を進めるとともに、今後の児童館のあり方について検討会を設置し、見直しを行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	準備 実施・検討	実施 実施・検討、準備	実施

1 - (2) - 11	障害者施設の運営の見直し 定	所管部課	保健福祉部 障害者施設課
15年度から委託化を図った「ひまわり作業所」を民営化する。 「あすなる作業所」「ひまわり作業所」の状況を検証し、同種施設の「あけぼの作業所」について移管先法人を選定し民営化する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施 検証	民営化準備	実施

1 - (2) - 12	区営住宅等の管理業務の見直し	所管部課	都市整備部住宅課
施設維持管理及び入居者管理業務について、効率的で効果的な管理のあり方を検討し事務の効率化を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	実施	→

1 - (2) - 13	清掃事業のあり方の見直し	所管部課	環境清掃部清掃管理課
平成18年度の完全移管後の杉並区の清掃事業のあり方について、資源、粗大ごみの収集等をはじめとして、民間で実施が可能なものは、民間活力の活用を進めることとし、その検討を進める。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施		→

1 - (2) - 14	南伊豆健康学園の見直し	所管部課	教育委員会事務局 学務課
虚弱児童の施設としては廃止の方向とし、廃止後の教育施設としての活用方策を検討したうえで、改めて方針を決定し、見直しを図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	方針決定	

1 - (2) - 15	区立幼稚園の見直し	所管部課	教育委員会事務局 学務課
区立幼稚園の今後について、幼小連携教育の検証、幼保連携の動向等を踏まえ総合的に検討を行い、見直しの方針を決定する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	→	方針決定

1 - (2) - 16	社会教育会館の廃止	所管部課	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
井草社会教育会館は、平成17年度末に廃止する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		

1 - (2) - 17	図書館運営のあり方を見直し<定>	所管部課	教育委員会事務局 中央図書館
新設の地域図書館について、NPO法人等に業務委託する。既存館については、全館通年開館を実施するとともに、業務の民間委託等の具体化を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

1 - (2) - 18	スポーツ振興財団の運営の見直し	所管部課	教育委員会事務局 社会教育スポーツ課
体育施設への指定管理者制度の導入について検討するとともに、スポーツ振興財団の運営を見直す。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討		→

継続事項	学校警備 定			所管部課	教育委員会事務局 学校運営課
引き続き学校警備の機械化を進める。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施	—————▶			

継続事項	学童擁護 定			所管部課	教育委員会事務局 学校運営課
引き続き学童擁護の委託化を進める。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施	—————▶			

継続事項	学校給食調理 定			所管部課	教育委員会事務局 学務課
引き続き学校給食調理業務の委託化を進める。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施	—————▶			

2 質の高いサービスを提供する簡素な区役所の確立

区民の区役所に対する満足度の向上をめざし「五つ星の区役所運動」をさらに充実するなど、質の高いサービス提供に取り組む。

また、区政の透明性や説明責任の確保のため、情報公開システムを構築するなど、区民との情報共有化を促進し、行政評価制度の充実に努める。

さらに、自治体経営の質を高めるため、新たな自治体経営改革の研究に取り組むとともに、活力ある組織づくりのため、能力・業績重視の人事システムを確立し、少数精鋭の区政運営を担う職員の能力開発に努める。

(1) 区民満足度の向上をめざします

- 1 「五つ星の区役所」づくり
- 2 電子申請・届出システムの運用
- 3 自治体経営改革研究会の設置
- 4 職員提案制度の活用
- 5 休日・夜間の窓口サービス拡充
- 6 区境地域における行政サービスの向上
- 7 児童虐待に対する組織体制の強化

(2) 区政の透明性を高め説明責任を果たします

- 1 行政評価制度の充実
- 2 外部評価委員会によるチェック
- 3 ABC手法などの活用による業務改革
- 4 入札制度の改革と電子入札
- 5 財務会計システムの再構築
- 6 実効性あるセキュリティ体制の構築
- 7 施設白書の発行
- 8 施設維持管理コストの公開・提供
- 9 外部監査の実施
- 10 情報公開・提供の充実
- 11 学校評価の充実

(3) 活力ある組織づくりを推進します

- 1 勤務時間の弾力的運用
- 2 異職種交流の推進
- 3 職員定数の削減・適正化 定
- 4 給与・福利事務の一本化
- 5 組織の改編 定
- 6 再任用職員の活用
- 7 職員研修(能力開発)の執行体制の見直し
- 8 能力開発の推進
- 9 時代の変化に対応した人事制度改革
- 10 附属機関等の改善
- 11 検査事務の効率化と検査職員の非常勤化 定
- 12 障害者福祉会館の運営方法の見直し
- 13 保健福祉サービスの総合的提供のための連携推進
- 14 保健所の少数職種の業務の見直し<定>
- 15 都市整備部の組織再編<定>
- 16 清掃車庫の統合
- 17 学校職員の配置体制の見直し<定>

継続事項

- 保育園調理業務 定
- 保育園用務業務 定

(4) 事務事業の見直しを進めます

- 1 PFI手法の活用
- 2 公共施設建設にかかる設計の新たな方式の導入
(資質評価プロポーザル方式)
- 3 庶務事務システムの構築
- 4 職員住宅の廃止・転用
- 5 住基・印鑑システム障害時リカバリーシステムの構築 定
- 6 戸籍システムの構築
- 7 経済的給付のあり方を見直し
- 8 画像レセプト導入による給付事務の見直し<定>
- 9 がん検診の見直し
- 10 道路整備・維持補修の見直し
- 11 区営住宅集会所の地域開放

(1) 区民満足度の向上をめざします

2 - (1) - 1	「五つ星の区役所」づくり			所管部課	政策経営部企画課
顧客志向に基づく「めざせ五つ星の区役所」運動の理念や成果を定着させるとともに、職員の意識改革を進め、継続してサービス改善に取り組む。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施	→			

2 - (1) - 2	電子申請・届出システムの運用			所管部課	政策経営部 情報システム課
インターネットを介した電子的な申請処理を進めることにより、申請者の利便性向上と事務処理の迅速化・効率化と紙資源の省力化を図る。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施	→			

2 - (1) - 3	自治体経営改革研究会の設置			所管部課	政策経営部企画課
自治体経営の質を高め、職員一人ひとりの意識改革、組織全体の改革につながる新たな手法、仕組みについて、公募の若手職員を含む職員による、自治体経営改革に関する公的研究会を設置し、研究する。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施	→			

2 - (1) - 4	職員提案制度の活用			所管部課	政策経営部企画課
職員のアイデアを区民サービスの向上や業務の改善に反映させるとともに、職員の意識改革と組織の活性化を図るため、提案制度を引き続き充実させる。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施	→			

2 - (1) - 5	休日・夜間の窓口サービス拡充			所管部課	政策経営部企画課 区民生活部区民課
休日・夜間の窓口サービスを拡充するため、JR西荻窪駅と高円寺駅に杉並区役所駅前事務所を設置し、高井戸駅前事務所を駅舎内に移転する。また、区役所の土日開庁について検討する。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	検討・実施	→			

2 - (1) - 6	区境地域における行政サービスの向上	所管部課	政策経営部企画課 関係各課
区境地域における住民サービス向上を図るため、世田谷区等との相互サービスなどについて検討を進め、可能なものから実施していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施		→

2 - (1) - 7	児童虐待に対する組織体制の強化	所管部課	保健福祉部 児童青少年センター
児童虐待に関する相談及び関係機関との連携調整機能のさらなる充実を図るため、区の組織体制を強化する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

(2) 区政の透明性を高め説明責任を果たします

2 - (2) - 1	行政評価制度の充実	所管部課	政策経営部企画課
評価を政策・施策・事務事業の選択の判断材料として活用し、予算編成、組織改革、人事管理など区の経営に反映させていく制度として確立させていく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

2 - (2) - 2	外部評価委員会によるチェック	所管部課	政策経営部企画課
行政評価の客観性を高め、充実させていくとともに、入札監視機能・外部監査連携機能を併せ持つ第三者機関として、行政の点検を行っていく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

2 - (2) - 3	A B C手法などの活用による業務改革	所管部課	政策経営部財政課
事務事業の過程(活動プロセス)ごとに活動の対象となる人や物などの単位あたりの原価を算出するA B C(活動基準原価計算)手法によるコスト分析を行うことにより、受益と負担のあり方の検討や、協働・外部委託等との経費比較に活用する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

2 - (2) - 4	入札制度の改革と電子入札			所管部課	政策経営部経理課
入札・契約制度の透明性・競争性の一層の向上を図るとともに、入札事務手続を電子化し、迅速化・効率化を図る。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施			→	

2 - (2) - 5	財務会計システムの再構築			所管部課	政策経営部 情報システム課
区の財務会計システムを再構築し、財務情報を区の経営に高度活用するとともに、区民との情報共有を図る。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	検討	再構築・一部実施	実施		

2 - (2) - 6	実効性あるセキュリティ体制の構築			所管部課	政策経営部 情報システム課
情報セキュリティ対策を全庁的に展開する。また、セキュリティの三要素である機密性・完全性・可用性を徹底し、区民サービスを円滑に提供していくため、外部監査を実施する。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施			→	

2 - (2) - 7	施設白書の発行			所管部課	政策経営部営繕課
15年度発行した「施設白書」からの経年を踏まえて、施設に関する情報を改めて収集分析し、継続的に区民により分かりやすく情報提供する。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	検討	実施			

2 - (2) - 8	施設維持管理コストの公開・提供			所管部課	政策経営部営繕課
施設白書の発行にあわせ、各施設に施設の維持管理費と使用料等を記したものを掲示し、各施設の財政状況を公表する。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
		実施			

2 - (2) - 9	外部監査の実施	所管部課	区長室総務課
行政の透明性、効率性を確保するために、個別外部監査を引き続き実施する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	—————	—————▶

2 - (2) - 10	情報公開・提供の充実	所管部課	区長室総務課
情報公開システムを構築し、情報公開制度をより利用しやすいものとしていくことにより、一層の区政の透明性向上を図り、区民との情報共有を促進する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	構築・一部実施	実施	—————▶

2 - (2) - 11	学校評価の充実	所管部課	教育委員会事務局 済美教育センター
教育活動、児童・生徒の様子、学校運営、施設整備などわかりやすい指標に基づき保護者、児童・生徒が学校評価を実施する。また、第三者評価について検討、実施する。これらを通じて、教職員の意識改革、学校運営の改善、保護者等の学校運営参画意識の向上、教育行政施策への反映を進める。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施	実施	—————▶

(3)活力ある組織づくりを推進します

2 - (3) - 1	勤務時間の弾力的運用	所管部課	政策経営部職員課
より効率的な勤務と労働時間の短縮(超過勤務の縮減)を図るため、勤務時間の弾力的運用を実施する職場の拡大を検討する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施	—————	—————▶

2 - (3) - 2	異職種交流の推進	所管部課	政策経営部職員課
専門職種の職員が異なった分野で仕事をする事で、幅広い視野を身につけるとともに、その能力を最大限に活用することを目的に、主に事務職が配置される職場に、他の職種の職員を配置していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	—————	—————▶

2 - (3) - 3	職員定数の削減・適正化 定	所管部課	政策経営部職員課
事務事業の協働、民営化・民間委託の推進により、職員削減計画を着実に実施する。また、各組織の定数配分を見直し、組織間の不均衡の是正など適正な定数管理を行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	—————	—————→

2 - (3) - 4	給与・福利事務の一本化	所管部課	政策経営部職員課
同一事務を複数職場で行っている事務については、できる限り簡素化し、無駄のない組織とすることを目的に、職員課、清掃管理課、学校運営課で行っている給与・福利事務を一本化し、職員課で行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	—————	—————→

2 - (3) - 5	組織の改編 定	所管部課	政策経営部職員課
5部制がより機能し、各部の主体性や自立性のもとに事業執行できるよう、また、より簡素で活力ある組織とするため、引き続き組織の改編を行っていく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	—————	—————→

2 - (3) - 6	再任用職員の活用	所管部課	政策経営部職員課
退職者のこれまでの知識、経験を積極的に活かしていくため、再任用制度を活用する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	—————	—————→

2 - (3) - 7	職員研修(能力開発)の執行体制の見直し	所管部課	政策経営部職員課
研修科目や研修手続きなど研修全般を精査するとともに、外部委託や非常勤職員等の活用により執行体制の見直しを図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	—————	—————→

2 - (3) - 8	能力開発の推進	所管部課	政策経営部職員課
積極的に課題の発見・解決に取り組む職員を育成するため、職員チャレンジ目標制度の徹底や、人材育成計画の見直しを通して、能力開発のあり方を検討していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	→

2 - (3) - 9	時代の変化に対応した人事制度改革	所管部課	政策経営部職員課
IT(情報通信技術)、税など複雑化かつ専門化する行政需要に対応するため、専門的知識を必要とする業務に対応できる職員を育成するなど、時代の変化に対応した人事制度を構築する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	→

2 - (3) - 10	附属機関等の改善	所管部課	政策経営部企画課
附属機関、各種懇談会等について、目的・役割等を見直し、附属機関等の活性化を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	→

2 - (3) - 11	検査事務の効率化と検査職員の非常勤化 定	所管部課	政策経営部経理課
検査事務の効率化のため、政策経営部経理課の検査員を非常勤化する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	→

2 - (3) - 12	障害者福祉会館の運営方法の見直し	所管部課	保健福祉部 障害者施策課
現在区が直接実施している地域自立生活支援センター及び通所介護(デイサービス)事業も含め、障害者福祉会館の運営のあり方について総合的かつ効率的な視点から見直す。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	実施	→

2 - (3) - 13	保健福祉サービスの総合的提供のための連携推進	所管部課	保健福祉部管理課
保健センター及び福祉事務所の担当区域を見直すとともに、保健センター・福祉事務所・本庁各課との連携強化体制を検討し、充実していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	実施	→

2 - (3) - 14	保健所の少数職種の業務の見直し<定>	所管部課	保健福祉部健康推進課
保健所における栄養士、歯科衛生士、診療放射線技師等について、非常勤化や委託化を含め業務の見直しを検討し、実施する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施	検討・実施	実施

2 - (3) - 15	都市整備部の組織再編<定>	所管部課	都市整備部都市計画課
総合的なまちづくりをより効果的に推進できるように、都市整備部の組織編成を見直すとともに、土木・公園事務所や道路行政のあり方を検討する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施	実施	→

2 - (3) - 16	清掃車庫の統合	所管部課	環境清掃部清掃管理課
高円寺と高井戸に分かれている清掃車庫を統合し、管理運営の効率化を図るとともに、一体的な運営を行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	実施	→

2 - (3) - 17	学校職員の配置体制の見直し<定>	所管部課	教育委員会事務局 学校運営課
「教育立区すぎなみ」を実現するため、学校職員の役割、職種等のあり方を検討し、職員配置の見直しを行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	実施	→

継続事項	保育園調理業務 定			所管部課	保健福祉部保育課
非常勤職員の活用による職員配置の見直しを継続実施するとともに、民間等への調理業務委託を検討する。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施	—————→			

継続事項	保育園用務業務 定			所管部課	保健福祉部保育課
保育園の用務業務について欠員不補充とし、非常勤職員の活用又は民間委託を段階的に進める。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施	—————→			

(4) 事務事業の見直しを進めます

2 - (4) - 1	PFI手法()の活用			所管部課	政策経営部企画課
PFI手法について引き続き調査・研究し、PFI手法のメリットが活かせる施設建設等への活用を図る。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	検討・実施	—————→			

PFI(民間資金活用事業)手法: 公共事業分野において、民間事業者の資金、経営能力等を活用して、より効率的、効果的な公共サービスを民間から調達するための手法

2 - (4) - 2	公共施設建設にかかる設計の新たな方式の導入(資質評価プロポーザル方式)			所管部課	政策経営部営繕課
区民の関心度の高い施設の改築等において、その建物の設計に対する考え方などを評価して選定する新たな方式を導入する。当面、高円寺会館改築において採用する。					
実施時期	17年度	18年度	19年度		
	実施	—————→			

2 - (4) - 3	庶務事務システムの構築	所管部課	政策経営部職員課
出勤状況管理、出張旅費清算、超過勤務処理及び各種届出等の庶務事務について、一人1台体制パソコンを利用して処理する庶務事務システムを構築する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

2 - (4) - 4	職員住宅の廃止・転用	所管部課	政策経営部職員課
必要性の薄れた職員住宅を廃止し、区民サービスの向上を図るため、福祉施設等への転用を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	-	実施	

2 - (4) - 5	住基・印鑑システム障害時リカバリーシステムの構築 <定>	所管部課	区民生活部区民課
電子計算機器の障害時においてもサービスの確保が図れるよう、障害時回復システムを構築する。これに伴い、従来の紙媒体による管理は廃止する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	構築	実施	→

2 - (4) - 6	戸籍システムの構築	所管部課	区民生活部区民課
戸籍システムを構築することにより、戸籍作成、証明書発行事務の効率化、時間短縮を図るとともに、電算化による正確性の確保など、区民の利便性の向上を図る。また、戸籍簿の磁気記録化により、事務室の確保を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	調査・研究	開発

2 - (4) - 7	経済的給付のあり方の見直し	所管部課	保健福祉部 障害者施策課
心身障害者福祉手当、児童育成手当(障害手当)、難病患者福祉手当について、障害者の地域での自立生活支援施策を拡充する観点から見直す。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

2 - (4) - 8	画像レセプト導入による給付事務の見直し<定>		所管部課	保健福祉部国保年金課
画像による診療報酬明細書システムを導入し、医療給付事務の大幅な業務の見直しを行い、効率的な事務処理を行う。				
実施時期	17年度	18年度	19年度	
	実施		→	

2 - (4) - 9	がん検診の見直し		所管部課	保健福祉部健康推進課
各がん検診について、精度管理の観点から検診の有効性と診断精度等の向上を図るとともに、自己負担についても見直しを行う。				
実施時期	17年度	18年度	19年度	
	検討・実施	検討・実施	実施	

2 - (4) - 10	道路整備・維持補修の見直し		所管部課	都市整備部建設課
道路の耐用年数や、路線重要度等を考慮した維持・改修計画を策定し、省資源工法を進めるとともに交通量に合わせた構造の見直しを行い、コスト縮減に取り組む。				
実施時期	17年度	18年度	19年度	
	実施		→	

2 - (4) - 11	区営住宅集会所の地域開放		所管部課	都市整備部住宅課
集会所の活用及び身近な場所での集会施設を望む近隣住民の要望に応え、区営住宅集会所を地域に開放する。				
実施時期	17年度	18年度	19年度	
	実施		→	

3 財源の確保と負担の公平化の実現

区税等の収納率の更なる向上を目指し、財源の確保を図り、一方で適正な受益者負担の確保に努めるなど、負担の公平化を実現する。

また、予算制度改革を進め、減税補てん債の発行取止めを前倒しするなど、財政運営の基盤を強化する。

(1) 財源の確保を図ります

- 1 広告収入の確保
- 2 特別区民税等の収納率の向上
- 3 国民健康保険料の収納率の向上
- 4 介護給付の適正化
- 5 保育料の収納率の向上
- 6 学童クラブ利用料の収納率の向上
- 7 区営住宅等使用料の収入未済の解消

(2) 資産の有効活用を図ります

- 1 区有施設の有効活用
- 2 本庁舎の計画的保全
- 3 区有財産の有効活用

(3) 負担の公平化を図ります

- 1 補助金の見直し
- 2 使用料・手数料等の見直し
- 3 福祉資金貸付制度の見直しと償還率の向上
- 4 保育園保育料の見直し
- 5 家庭ごみ有料化の検討
- 6 私立幼稚園保護者負担軽減補助金等の見直し

(4) 財政運営の健全化と強固な財政基盤を確立します

- 1 財政健全化への総合的な取組みと財政情報の公表
- 2 予算制度の改革
- 3 公債費負担の軽減
- 4 減税補てん債の発行取止め

(1)財源の確保を図ります

3 - (1) - 1	広告収入の確保	所管部課	政策経営部企画課
区が発行する印刷物などへの広告掲載について検討し、収入確保に努める。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

3 - (1) - 2	特別区民税等の収納率の向上	所管部課	区民生活部納税課
効率的な徴収事務を目指し、課内の組織体制とともに税務事務全般について見直しの検討を行う。 国民健康保険課との重複滞納者に共同で対応するため、滞納整理体制を見直す。 納付時間の拡大を行うとともに、コンビニエンスストアでの納付など納税者の利便性を考慮した納付方法を検討する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施		→

3 - (1) - 3	国民健康保険料の収納率の向上	所管部課	保健福祉部国保年金課
文書・電話催告や滞納処分を継続して実施する。特に電話催告を充実・強化する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

3 - (1) - 4	介護給付の適正化	所管部課	保健福祉部介護保険課
介護給付適正化システムを活用し、保険者等が共同して実施できる指導体制が整備されたことを受け、介護保険サービス利用適正化対策を推進する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

3 - (1) - 5	保育料の収納率の向上	所管部課	保健福祉部保育課
保育料の収納率を向上させるため、口座振替の勧奨、夜間及び休日等の滞納者への催告、悪質な滞納者に対する滞納処分、滞納保育料に対する延滞金加算の実施等を行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

3 - (1) - 6	学童クラブ利用料の収納率の向上	所管部課	保健福祉部 児童青少年センター
学童クラブ利用料の収納率の向上を図るため、口座振替の勧奨、職員による訪問収納、夜間催告の強化、長期滞納者に対する適切な処置等を実施する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	→

3 - (1) - 7	区営住宅等使用料の収入未済の解消	所管部課	都市整備部住宅課
滞納額が減少しない滞納者に対する徴収方法等の工夫・改善に努め、滞納整理を促進し、収納率の維持・向上に努める。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	→

(2) 資産の有効活用を図ります

3 - (2) - 1	区有施設の有効活用	所管部課	政策経営部営繕課
経営資源である施設を総合的に管理・活用することで、施設にかかる経費全体の縮減と行政サービスの向上を図る。具体的には、「施設の総合評価手法」「資産の利用・活用」「施設管理の合理化」等の調査研究を行い、効果的なものから実施していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	調査・検討	調査・検討、一部実施	実施

3 - (2) - 2	本庁舎の計画的保全	所管部課	政策経営部営繕課
区役所本庁舎の建築、空調・換気設備、給排水・衛生設備、電気設備、駐車場設備等について、劣化状況等の実態調査を行い、庁舎全体の保全計画、中長期計画を作成し、実行していくことで本庁舎の長期活用を図る。併せてESCO事業(省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業)について研究していく。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	調査・検討	検討	実施

3 - (2) - 3	区有財産の有効活用	所管部課	政策経営部企画課 経理課
事業計画のない用地や新規事業への活用が困難な用地等については、売却処分し歳入の確保に努める。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施	→	→

(3) 負担の公平化を図ります

3 - (3) - 1	補助金の見直し	所管部課	政策経営部財政課
補助金の適正化に関する懇談会の提言に基づき、行政効果、経費負担のあり方等の観点から精査し、廃止や統合を含む整理・合理化を行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	具体化検討	実施	→

3 - (3) - 2	使用料・手数料等の見直し	所管部課	政策経営部財政課
使用料・手数料等については、受益者負担の適正化の観点から継続的に見直しを行う。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施・検討		→

3 - (3) - 3	福祉資金貸付制度の見直しと償還率の向上	所管部課	保健福祉部 地域福祉担当
生業資金及び女性福祉資金(事業系)の貸付について、他の事業と整合性を図るため、廃止を含めたあり方の検討を行い具体化を図る。また、応急小口資金についても、貸付の条件等そのあり方を検討する。徴収方法を再検討し、償還率の向上を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討・実施		→

3 - (3) - 4	保育園保育料の見直し	所管部課	保健福祉部保育課
保育料見直し検討委員会において、適切な階層設定や保育料負担のあり方について検討を行い具体化を図る。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	実施	→

3 - (3) - 5	家庭ごみ有料化の検討	所管部課	環境清掃部清掃管理課
ごみ減量施策として効果の期待できる家庭ごみの有料化について検討を進め、方針を決定する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	方針決定	

3 - (3) - 6	私立幼稚園保護者負担軽減補助金等の見直し	所管部課	教育委員会事務局 学務課
私立幼稚園保護者負担軽減の今後のあり方を検討するとともに、補助金の適正化の観点から、所得制限など の見直しを実施する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	具体化検討	実施	→

(4) 財政運営の健全化と強固な財政基盤を確立します

3 - (4) - 1	財政健全化への総合的な取組みと財政情報の公表	所管部課	政策経営部財政課
政策目標の達成に向けて、自主財源を確保するとともに、歳出の合理化を図り、自立した安定的な財政基盤 を確立する。あわせて、財政運営の透明性の向上を図るため、区民に対する財政情報の公表を進める。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施		→

3 - (4) - 2	予算制度の改革	所管部課	政策経営部財政課
区民への説明責任を果たすと同時に、各部局が経営的視点をもって予算編成を行うことができるよう、公会計 の整備を図り、区民にわかりやすい予算書の作成と自律的な予算編成手法を確立する。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	検討	検討・実施	実施

3 - (4) - 3	公債費負担の軽減	所管部課	政策経営部財政課
減債基金を活用し、17年度の減税補てん債を借り換えず一括償還し、利子負担の軽減を図る。 将来に向けた財政負担を計画的に縮減するため、起債残高を3年間で150億円以上削減し、平成19年度 は500億円以下とする。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	実施 580億円	- 540億円	- 500億円以下

3 - (4) - 4	減税補てん債の発行取止め	所管部課	政策経営部財政課
平成22年度までに、減税補てん債を発行しない財政運営を目指すとの目標を早期に実現するため、減税補 てん債の発行の抑制を前倒しして、19年度に取り止める。			
実施時期	17年度	18年度	19年度
	8億円	4億円	0円

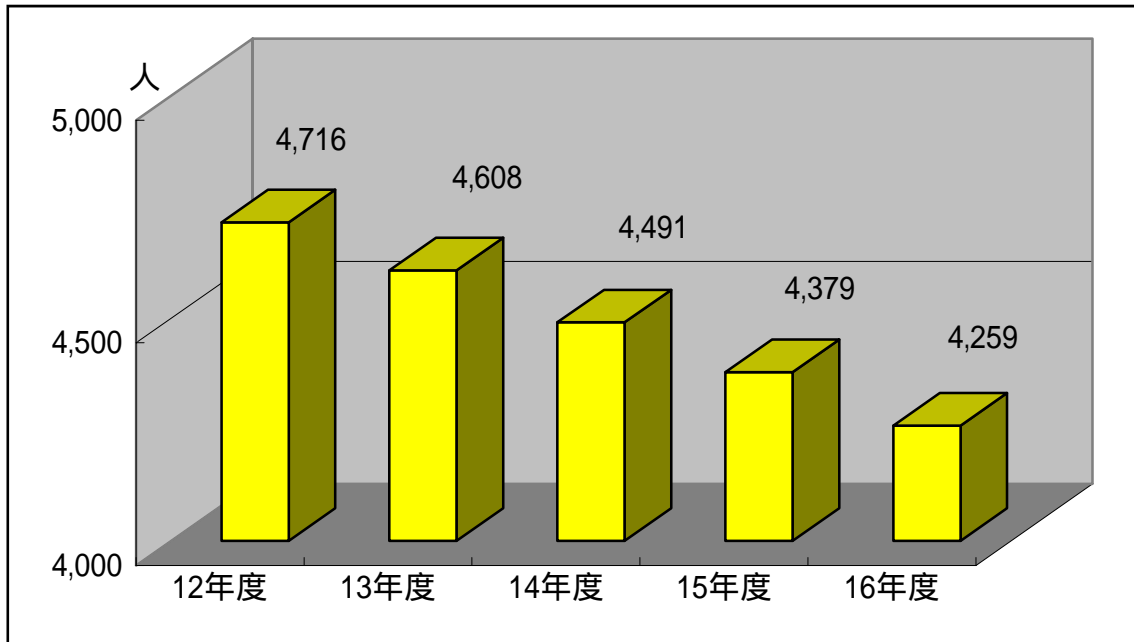
第5 年度別定数削減計画表

部	課 等	職 種 職員数	削 減 数				備 考(考え方)	
			17年度	18年度	19年度	計		
政策経営部 (259)	情報システム課	事務 38	3			3	電子計算組織の運営の見直し	
	()内は、 職員数	経理課 検査業務	土木 他 2				非常勤化	
区民生活部 (427)	区民課	事務 他 186					住基・印鑑システム障害時リカバリシステムの構築	
保健福祉部 (2006)	国民健康保険課	事務 他 92					画像レセプト導入による給付事務の見直し	
	障害者施設課	事務 他 114					障害者施設の運営の見直し	
	高齢者施策課 敬老会館	用務 作業 13 2	3	1	1	5	欠員不補充、非常勤化、委託化	
	保育課 保育園	保育士 看護師 729 31						保育サービスのあり方の見直し
		調理 97	5	5	6	16	保育サービスのあり方の見直し 非常勤職員の活用等による職員 配置の見直し	
		用務 21					保育サービスのあり方の見直し 欠員不補充、非常勤化、委託化	
	児童青少年センター 児童館	児童指導 他 232					児童館・学童クラブ運営の再構築	
保健所	栄養士 歯科衛生士 診療放射線 8 8 5					保健所の少数職種の業務の見直し		

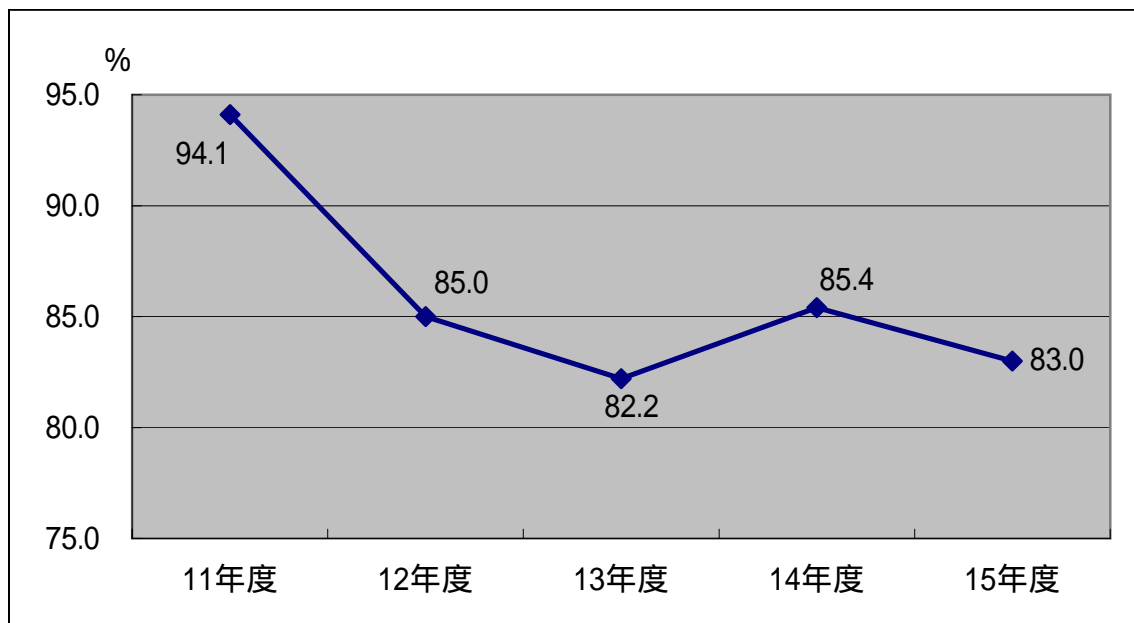
部	課 等	職 種 職員数	削 減 数				備 考(考え方)
			17年度	18年度	19年度	計	
都市整備部 (335)	全課	事務 他 335					都市整備部の組織再編
教育委員会 (315)	中央図書館	事務 他 159					図書館運営のあり方の見直し
学 校 (465)	学 校	警備 66	8	3	6	17	欠員不補充、機械化、非常勤化
		調理 162	7	6	8	21	欠員不補充、委託化
		学童擁護 22	3	1	4	8	欠員不補充、委託化
		事務 用務 41 123					学校職員の配置体制の見直し
全 庁						業務量等の検証、組織の見直し、パソコンの一人1台設置による業務の効率化	
平成16年4月1日現在							削減数の欄のうち、印は、事務量の検証が必要なものや今後の退職等の状況に関わるもので、人数が未確定のものである。
事 務	1,738 人	事務その他	29	16	25	70	
その他	2,521 人	印	61	84	75	220	
計	4,259 人	計	90	100	100	290	

行財政改革の成果(資料)

1 職員数の推移(毎年4月1日現在)

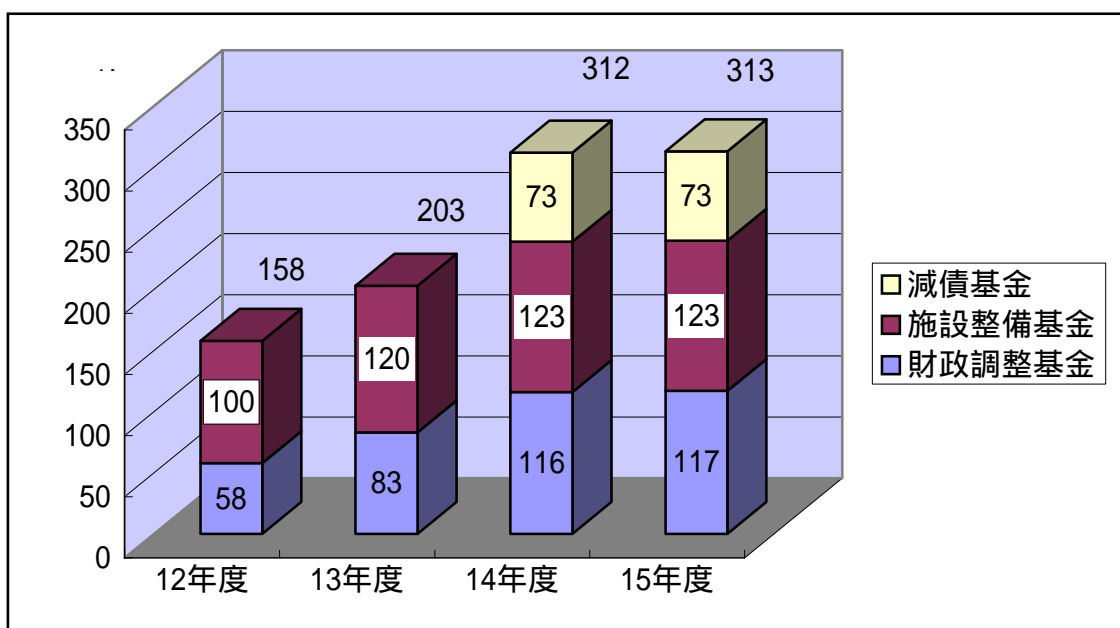


2 経常収支比率の推移



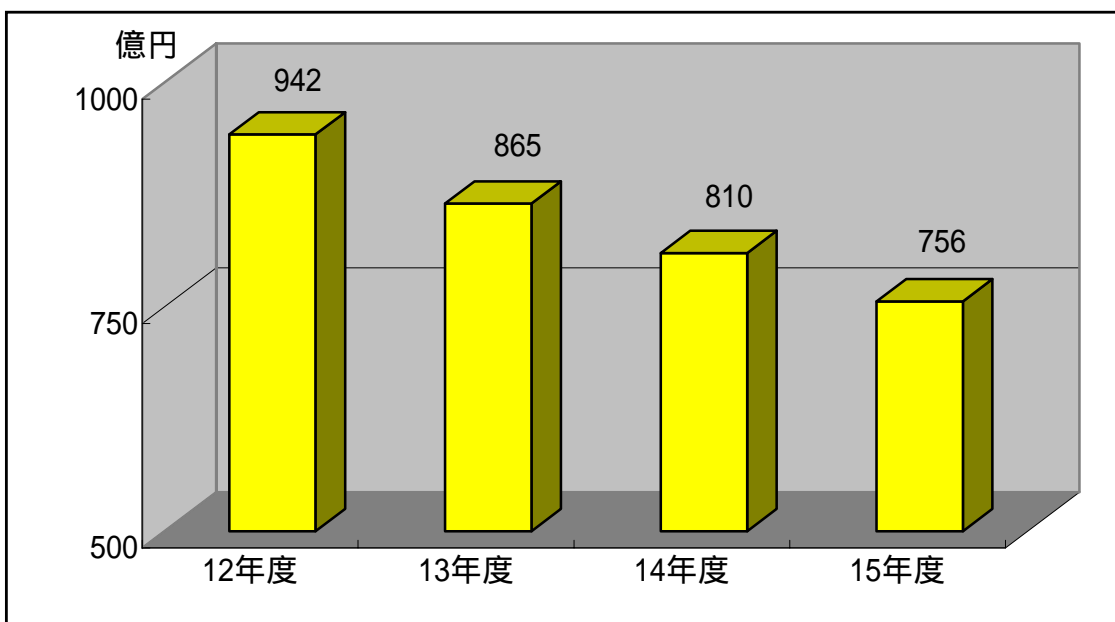
普通会計決算による。

3 主な基金残高の推移



普通会計決算による。

4 特別区債残高の推移



普通会計及び介護サービス事業勘定による。

スマートすぎなみ計画

行財政改革大綱・第3次行財政改革実施プラン

平成17～22年度

平成17年3月発行

登録印刷物番号

16 - 0199



杉並区

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111 (代表)

本文は古紙100%(白色度70%台)、表紙は古紙配合率100%の再生紙を使用しています。